



厚生労働省岩手労働局発表
令和3年2月2日

報道関係者 各位

【照会先】

岩手労働局労働基準部監督課
監督課長 川上 明
主任監察監督官 熊谷 久
電話 019-604-3006
FAX 019-604-1534

県内建設業一斉監督指導の実施結果を公表します

～ 監督指導を実施した約半数の工事現場で法違反を確認 ～

1 岩手労働局（局長 小鹿 昌也）では、労働災害の多発が懸念される冬季、特に年末年始における労働災害の防止に向け、「いわて年末年始無災害運動」期間中である令和2年12月1日から同月18日まで、県内7労働基準監督署が一斉に建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しましたので、その結果を公表します。

121現場について監督指導を実施した結果、59現場（48.8%）について、法違反を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

【結果の概要】（詳細は別添1のとおり）

1 監督指導実施現場数	121 現場
〔内訳 内陸地域 60 現場〕	
〔 沿岸地域 61 現場〕	
2 法違反を認めた現場数	59 現場 違反率 48.8%
〔内訳 内陸地域 27 現場 違反率 45.0%〕	
〔 沿岸地域 32 現場 違反率 52.5%〕	

2 県内建設業一斉監督指導の実施結果を受けて、発注機関・建設業関係団体（合計96団体）に対して、今後の労働災害防止対策と過重労働による健康障害（過労死等）の防止に向けた取組として、6項目の重点事項の徹底を要請しました。

（要請内容については別添2「要請書」参照）

3 建設工事現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害や重篤な災害に至る危険性が高いことから、引き続き、発注機関とも連携しつつ、建設工事現場に対する監督指導等を実施することとしています。

令和2年度 県内建設業一斉監督指導実施結果

1 監督指導実施状況

県内の監督指導実施現場数（以下「監督現場」という。）は121現場で、このうち何らかの労働安全衛生法違反を認めた現場（以下「違反現場」という。）は59現場であった。監督現場数に対する違反現場数の割合（以下「違反率」という。）は48.8%であった。

内陸地域と沿岸地域の別では、内陸地域での監督現場は60現場、違反現場は27現場（違反率45.0%）、沿岸地域での監督現場は61現場、違反現場は32現場（違反率52.5%）であった。

また、法違反を認めた現場のうち、危険箇所への立入禁止や作業停止、機械設備等の使用停止等（以下単に「使用停止等」という。）の行政処分を行ったのは3現場（内陸地域1現場、沿岸地域2現場）であった。

なお、法違反ではないが、1か月当たりの時間外・休日労働時間が、45時間を超え80時間以内である現場が10現場（内陸地域3現場、沿岸地域7現場）、100時間を超える現場が3現場（内陸地域1現場、沿岸地域2現場）あった。

<表1>

	監督現場数	違反現場数	使用停止等	違反率
合計	121	59	3	48.8%
内陸地域	60	27	1	45.0%
沿岸地域	61	32	2	52.5%

※ 内陸地域は盛岡署・花巻署・一関署の管轄地域を、沿岸地域は二戸署・宮古署・釜石署・大船渡署の管轄地域を示す。

2 項目別の違反状況

項目別の法違反では、「墜落防止措置（*1）」（33現場、違反率27.3%）が最も多くなっている。

以下、「元方事業者の講ずべき措置等（*2）」（31現場、違反率25.6%）、「注文者の措置（*3）」（17現場、違反率14.0%）、「車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置（*4）」（16現場、違反率13.2%）、「作業主任者の選任・職務（*5）」（4現場、違反率3.3%）の順となっている。

<表2>

項目別違反状況	違反現場数	違反率%	使用停止等
墜落防止措置	33	27.3	3
元方事業者の講ずべき措置等	31	25.6	0
注文者の措置	17	14.0	1
車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置	16	13.2	0
作業主任者の選任・職務	4	3.3	0

※ 1つの現場で複数の違反があった場合があるため、表1の合計と表2の違反現場数の計とは一致しない。

*1 高さ2メートル以上の足場や作業床の端に手すり等を設けていない等

*2 下請が法令に違反しないよう必要な指導を元請が行っていない等

*3 下請けの労働者に使用させる原材料、設備等に必要な労働災害防止措置を行っていない等

*4 車両系建設機械（ドラグショベル）、移動式クレーン等を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、接触する危険のある箇所に立入禁止措置等を講じていない等

*5 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業において、作業主任者を選任していない、作業主任者にその職務を履行させていない等

3 主な違反の態様

(1) 元方事業者、注文者の講ずべき措置等

- ① 建築工事現場において、下請の労働者が無資格就労を行っているという違反が生じている状況であったが、元請の現場代理人が、下請の労働者の資格状況を確認せず、下請に対して必要な指導を行っていなかったことから是正勧告した。
- ② 建築工事現場において、元請が設置した足場等を下請に使用させるに当たって、手すりの設置等、墜落防止措置を行っていなかったことから是正勧告した。

(2) 墜落防止措置

- ① 建築工事現場において、足場の一部に手すり・中さんを設けていなかったことから是正勧告した。
- ② 建築工事現場において、高さ2m以上の作業箇所の手すり等が設けられておらず、墜落制止用器具（安全带）も使用していなかったことから、使用停止等命令書を交付し、立入禁止を命じた。

(3) 車両系建設機械・移動式クレーンに係る災害防止措置

- ① 車両系建設機械を用いて作業するに当たり、当該車両系建設機械の運行経路、作業方法等が示された作業計画を作成していなかったことから是正勧告した。
- ② 車両系建設機械を用いて作業を行わせるに当たり、当該車両系建設機械の作業範囲内に立ち入らせていたが、誘導者を配置する等、当該車両系建設機械との接触防止措置を講じていなかったことから是正勧告した。
- ③ クレーン仕様のドラグショベル（車両系建設機械）を、クレーンモードに切り替えず、荷の吊り上げ作業に使用するという「車両系建設機械の用途外使用」を行っていたことから是正勧告した。

(4) 作業主任者の選任・職務

作業主任者を選任していたが、当該作業主任者の氏名及び職務を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知していなかったことから是正勧告した。

(5) その他

アーク溶接作業を行う労働者に対して、呼吸用保護具（防じんマスク）を使用させていなかったため是正勧告した。

(参考)

1 前年同期における監督指導結果

		令和2年 12月	令和元年 12月
監督指導 実施現場数	合計	121	104
	内陸地域	60	64
	沿岸地域	61	40
違反現場数	合計	59 (48.8%)	71 (68.3%)
	内陸地域	27 (45.0%)	52 (81.3%)
	沿岸地域	32 (52.5%)	19 (47.5%)
項目別違反 状況	元方事業者の講ずべき措置等	31 (25.6%)	58 (55.8%)
	注文者の措置	17 (14.0%)	32 (30.8%)
	墜落防止措置	33 (27.3%)	44 (42.3%)
	車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置	16 (13.2%)	20 (19.2%)
	作業主任者の選任・職務	4 (3.3%)	7 (6.7%)

2 墜落制止用器具（安全帯）の使用状況

墜落制止用器具（安全帯）の使用が必要な現場数	55
胴ベルト型墜落制止用器具（安全帯）を使用している現場数	42
フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）を使用している現場数	18

※ 「胴ベルト型」と「フルハーネス型」の両方を使用する現場があるため、合計は一致しない。

(写)

岩労発基0202第1号
令和3年2月2日

(発注機関・建設業関係団体) 殿

岩手労働局長

建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について（要請）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から労働行政に対し格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手労働局では、関係者の皆様方の御協力を得て建設業における労働災害の防止に取り組んでいるところですが、特に年末年始にかけては、慌ただしさに加えて路面凍結等の労働環境の悪化による労働災害の発生及び過重労働による健康障害（過労死等）の発生も懸念されることから、令和2年12月1日から同月18日までの間、建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しました。

その結果、監督指導を実施した121現場のうち59現場（48.8%）で何らかの労働安全衛生法違反を認め、特に、重篤な労働災害につながりかねない墜落防止措置については33現場（27.3%）、重機との接触防止措置等の危険防止措置については16現場（13.2%）、作業主任者の選任・職務に係る法違反については4現場（3.3%）という状況が認められたところです。

また、墜落制止用器具（安全帯）を使用する55現場中フルハーネス型の墜落制止用器具を導入している現場は18現場（32.7%）に留まっており、より一層の普及促進を図る必要があります。

なお、時間外労働が行われていた80現場について、1か月当たり45時間以下が67現場、月45時間を超え80時間以下が10現場でしたが、月100時間（いわゆる過労死ライン）を超えている現場が3現場あり、今後とも着実な労働時間対策を進めていくことが重要です。

つきましては、別紙1の「監督指導実施結果」及び別紙2の「建設工事現場における労働災害防止のための6項目の重点事項」についてあらゆる機会を捉えて関係事業者等に周知いただくとともに、今後、貴機関・団体が実施するパトロールや研修会等の際、特に別紙2の内容を積極的に御指導いただきますようお願い申し上げます。

建設工事現場における労働災害防止のための6項目の重点事項

1 元方事業者、注文者の下請事業者に対する指導等の徹底

工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、工事現場において法令違反が生じないように下請事業者を適切に指導することにより、元方事業者と下請事業者が一体となって労働災害の防止を図ること。また、下請労働者に使用させる足場等の設備については、墜落防止措置等が常に有効な状態で使用させるよう、点検・打合せ・指示・確認等元請として講ずべき措置の徹底を図ること。

2 墜落防止措置の徹底

高さ2メートル以上の足場や作業床の端、開口部等については、手すりや囲いを設けるなど、墜落防止措置を徹底すること。特に、作業の必要上、臨時に手すり等を取り外した場合に、作業終了後も復旧されないままとなっている現場が散見される等安全意識が必ずしも全ての作業員に徹底されていない実態が認められることから、速やかに復旧することを徹底するとともに、「安全施工サイクル」に基づく日常点検を確実に行うこと。

さらに、墜落制止用器具を使用する作業においては、「フルハーネス型」の導入を推進すること。

3 建設機械による災害防止対策の徹底

車両系建設機械や移動式クレーン等を使用する場合には、あらかじめ現場の状況に適応した作業計画を作成し、当該作業計画に基づき作業を行うこと。また、「用途外使用の使用禁止」を徹底するとともに、作業者と重機の接触防止措置などの基本的な安全対策を確実に講じること。

4 作業主任者の選任と職務の励行

作業主任者を選任すべき作業は危険有害性が高く労働災害防止のため特に管理を必要とする作業であることから、有資格者の中から作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその職務を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、その職務の確実な励行を徹底すること。

5 安全意識の高揚

労働災害を防止するためには、作業員一人ひとりが安全を優先した作業を徹底することが重要であることから、例えば「安全決意宣言」の活動を実施する等、作業員一人ひとりの安全意識の高揚を図ること。

6 過重労働による健康障害（過労死等）の防止

過重労働による健康障害を防止するためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要であることから、長時間労働を前提とした労働慣行を見直し、早く帰る労働慣行への転換を図るため、トップによるメッセージの発信、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく「週休二日制」等を考慮した工期の設定、ノー残業デーの設定、労働時間の適正な把握、時間外・休日労働の削減、睡眠時間の確保など労働者の健康づくりの取組を推進すること。